令和7年度要介護度等改善促進報奨金交付要綱

令和7年8月14日 7福祉高介第834号

(目的)

第1条 この要綱は、要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進事業実施要綱(令和5年6月2日付5福保高介第432号。以下「実施要綱」という。)に基づき、利用者のADL(日常生活動作)及び要介護度の維持改善に資する取組を行った介護サービス事業所に対し、報奨金を予算の範囲内において交付し、もって要介護高齢者の自立支援及び重度化の防止の取組を促進することを目的とする。

(対象事業)

第2条 この報奨金の交付の対象となる事業は、実施要綱第3条第2号に定める事業とする。

(交付対象)

- 第3条 東京都知事(以下「知事」という。)は、次の各号の全てに該当する事業所に対して、 報奨金を交付するものとする。
 - 一 東京都内において、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービス (以下「サービス」という。)を提供する施設及び事業所であること。ただし、国又は地 方公共団体が設置する施設又は事業所(地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 4条の2第3項の規定により指定管理者が管理するものは除く。)は原則として除くも のとする。
 - 二 令和 7 年 4 月 1 日 (以下「基準日」という。)において、別表 1 に掲げるサービスを提供し、介護報酬における A D L 維持等加算(I)又は(II)を算定していること。

(報奨金の交付)

第4条 報奨金は、前条の各号全てを満たした事業所を交付対象とする。また、基準日から引き続き令和8年1月1日(以下「加算判定基準日」という。)に在籍している利用者のうち、当該期間内に要介護度の区分変更及び更新を行った者(ただし、要介護度が改善した結果、加算判定基準日前に退所となった者を含む。)について、別表2に定める算定要件により要介護度の区分変更及び更新の前後を比較して要介護度が維持又は改善した場合は、報奨金の額を増額する。

(報奨金の交付額)

第5条 報奨金の交付額は別表2のとおりとする。

(報奨金の交付申請)

第6条 この報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、交付申請書(別 記第1号様式)に関係書類を添えて別に指定する期日までに知事に提出しなければならな い。

(交付の決定)

第7条 知事は、前条の規定による報奨金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係 書類の審査等を行い、適当と認めたときは、第8条に掲げる事項を条件に報奨金の交付決 定をするものとし、その決定の内容を申請者に通知するものとする。

また、適正な交付を行うため、必要があるときは、知事は申請者に対し、資料の提出、申請書類等の修正を求めることができる。

(交付の条件)

第8条 報奨金の交付の決定に当たっては、報奨金の交付の目的を達成するために、次の条件を付するものとする。

(1) 決定の取消し

知事は、交付対象事業者が次のアからウまでのいずれかに該当したときは、報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ア 偽りその他不正の手段により報奨金の交付を受けたとき。
- イ 報奨金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反した とき。
- ウ 交付決定を受けた者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員、又は使用人その 他の従業者若しくは構成員を含む。)が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

(2) 報奨金の返還

知事は、(1)の規定により報奨金の交付の決定を取り消した場合において、既に報奨金が交付されているときは、交付対象事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(3) 関係書類の保管

交付決定を受けた事業者は、当該報奨金の申請に必要な証拠書類を整理し、かつ証拠 書類を交付決定日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(4) 違約加算金及び延滞金

- ア 交付対象事業者は、(1)の規定により報奨金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る報奨金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該報奨金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。
- イ 交付対象事業者は、報奨金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(5) その他

この要綱に定める条件に違反した場合には、この報奨金の全部又は一部を都に納付させることができる。

(報奨金の交付方法)

第9条 この報奨金は、確定払により交付する。

(暴力団の排除)

- 第10条 次に掲げる団体は、この要綱に基づく報奨金の交付の対象としない。
- 一 暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- 二 法人その他団体の代表者、役員、使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係

者をいう。以下同じ。) に該当する者があるもの

(事務委託)

第11条 知事は、この報奨金交付に係る事務の一部を、当該事務を適切に行える法人等に 委託することができる。

(事業完了後の調査等)

第12条 交付対象事業所は、報奨金の交付後であっても、都の求めに応じて、調査等の依頼 に協力するものとする。

(報奨金の支払)

第13条 知事は、第7条による交付の決定後、速やかに報奨金を支払うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関して必要な事項は、都が別に定める。

附則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表1 (第3条関係)

対象サービス

通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設

別表2 (第4条及び第5条関係)

区分	算定要件	報奨額
1 基礎分	基準日現在、介護報酬におけるADL維	200,000 円
(ADL維持等加算)	持等加算(Ⅰ)または(Ⅱ)の算定	
2 加算分1	基準日から加算判定基準日まで引き続き	1に以下の額を
(要介護度の改善)	在籍している利用者のうち、当該期間内に	加算
	要介護度の区分変更及び更新を行った者	200,000 円
	(ただし、要介護度が改善した結果、加算	
	判定基準日前に退所となった者を含む。以	
	下「判定対象者」という。) について、要	
	介護度の区分変更及び更新の前後を比較し	
	て算出した値(以下、「要介護度変化値」	
	という。) の合計がゼロを下回った場合	
	なお、要介護度変化値は、判定対象者の	
	要介護度の区分を以下のとおり係数化し、	
	加算判定基準日の数値から基準日の数値を	
	減じて算出する。	
	【自立・要支援1=0、要支援2・要介護	
	1=1、要介護2=2、要介護3=3、	
	要介護4=4、要介護5=5】	
3 加算分 2	判定対象者について、前回の要介護認定	1に以下の額を
(要介護度の維持)	から今回の要介護認定の期間に1年当たり	加算
	0.1を乗じて算出した値(以下「経年変化	100,000 円
	値」という。)の合計と要介護度変化値の	
	合計を比較し、要介護度変化値の合計がゼ	
	ロ以上経年変化値の合計以下の場合	
4 加算なし	以下の①又は②のいずれかに該当する場	1の額のみ
(要介護度の重度化、又	合	
は判定不可)	① 判定対象者について、要介護度変化値	
	の合計と経年変化値の合計を比較し、	
	要介護度変化値の合計が経年変化値の	
	合計を上回った場合	
	② データの不存在や判定対象者がいない	
	等の理由により、利用者の要介護度の	
	変化を測定できない場合	